マルヨシセンター国分寺店

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第6条第2項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定により、次のとおり公告する。

平成20年3月18日

香川県知事 真 鍋 武 紀

1 届出の概要

届出者の氏名又は	株式会社マルヨシセンター	
名称及び住所	高松市南新町4番地の6	
大規模小売店舗の	マルヨシセンター国分寺店	
名称及び所在地	高松市国分寺町新居1406番地	
変更しようとする	1 大規模小売店舗内の店舗面積の合計	
事項	変更前	2, 267 m ²
	変更後	1, 877 m²
	2 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項	
	(1) 駐輪場の位置及び収容台数	
	変更前	位置 別図のとおり
		収容台数 26台
	変更後	位置 別図のとおり
		収容台数 56台
	(2) 荷さばき施設の位置	
	変更前	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1
		別図のとおり
	(3) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量	
	変更前	位置 別図のとおり
		容量 69.20㎡
	変更後	位置 別図のとおり
		容量 70.00m³
	· -	は省略し、その図面を下記の縦覧場所において縦覧に
	供する。	
変更年月日	平成20年9月20日	
変更理由	消費者ニーズに合わせて建物を改装するため。	

2 届出年月日 平成20年3月11日

3 届出書及び添付書類の縦覧場所及び縦覧期間

縦覧場所	香川県商工労働部経営支援課及び高松市産業部商工労政課	
縦覧期間	平成20年3月18日(火曜日)から平成20年7月18日(金曜日)	
	まで	

4 意見書の提出

法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次の項目を記載した書面を本日から4月以内(平成20年7月18日(金曜日)まで)に次の提出先に提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を公告するとともに、香川県商工労働部経営支援課及び高松 市産業部商工労政課において当該公告の日から1月間縦覧に供する。

| 記載すべき項目 | ア 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

マルヨシセンター国分寺店

	イ 事業者にあっては、その事業の種類及び沿革 ウ 意見を述べようとする大規模小売店舗の名称及び所在地 エ 意見の内容	
提出先	〒760-8570 高松市番町4丁目1番10号 香川県商工労働部経営支援課商業・金融グループ	